

フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧 (平成 26 年度 10~12 月分)

番号	質 問	回 答
1	<p>現在、顧問先を持たないが、何らかの方法であっせんしてほしい。</p>	<p>政治資金監査は、法令及び政治資金監査マニュアルの規定の範囲内において、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の合意に基づき契約するものです。政治資金適正化委員会において、政治資金監査のあっせんはいたしません。</p> <p style="text-align: center;">(過去の回答と同旨)</p>
2	<p>政治資金監査の実施は個人の資格で行うことから、所属する監査法人あるいは税理士法人の収入とすることはできないと理解し今日までできていますが、やはりそのように取り扱わないといけませんでしょうか。</p> <p>所属する法人の勤務時間内で政治資金監査をしておりますので、可能ならば、法人の収入としたいと考えております。またその根拠法令等もご教示いただけると幸いです。</p>	<p>税理士と所属する税理士法人の関係については、法令及び政治資金監査マニュアルに反しない限りにおいて、契約当事者の合意に基づき定めるものであると考えます。</p> <p>なお、政治資金監査報酬の支払先に関する定めはありませんが、会計帳簿や収支報告書においては、政治資金監査報酬については、支出を受けた者として登録政治資金監査人が記載されることとなりますので、そのことが振込明細書上も明らかとなるよう、登録政治資金監査人の個人口座で支払いを受けることが適当です。</p> <p style="text-align: center;">(「政治資金監査に関する Q & A」IV-9 と同旨)</p>
3	<p>収支報告書を監査するのに、支出に関する項目だけで収入に関する項目は一切しなくてよいのか。</p>	<p>政治資金監査は支出のみを対象とし、収入はその対象とはしていません。</p>
4	<p>事務所が山形で議員が東京で支払いをすると会計処理は次のようになる。</p> <p>10/1 東京で立替払 (領収書あり)</p> <p>11/3 事務所で精算払</p> <p>この場合、会計帳簿では 11/3 に記帳される。報告書上での支払日はいつになるか。</p>	<p>まず、念のため、当該質問は会計責任者から質問があったことによる当委員会への質問であると理解しますが、「政治資金監査に関する研修テキスト」p32 にあるとおり、自ら作成した会計帳簿等について自ら政治資金監査を行うことになることは、政治資金監査の趣旨を踏まえれば適当でない旨が記載されておりますので、もう一度、この点についてご留意願います。</p> <p>ご質問からは事実関係は明らかで</p>

		<p>はありませんが、この立替払いが政治団体の内部の会計処理である場合、立替払いの精算については、政治団体内部の事務処理と考えられます。この場合には、会計帳簿、収支報告書いずれについても、支出を受けた者は、立替払いを行った者ではなく、東京で支払いをした相手方を記載し、また支出の年月日は、東京での支払い時（10/1）を記載することとなります。</p> <p>（政治資金監査に関するQ & A V-45と同旨）</p>
5	<p>政治資金パーティの支出経費の領収書の宛名が政治団体名にしていない。会計責任者向けの研修を開催するなどして情報提供をしなければ、毎年同じ監査結果となり進歩がみえない。</p>	<p>政治資金規正法上、あて名の記載について特段の規定はありませんが、政治資金監査マニュアルにおいては、1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体（以下「当該団体」という。）の名称が記載されているかを確認することとしており、記載内容によって以下のとおり対応することとなります。</p> <p>①あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるが、今後、当該団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言する。</p> <p>②高額領収書等のあて名が、当該団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該団体に対して発行されたものとして取り扱うことができる。</p> <p>③高額領収書等のあて名に当該団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求め</p>

		<p>る。</p> <p>なお、政治資金適正化委員会としては会計責任者向けの説明会の開催予定はありませんが、「政治資金に関する具体的な指針」を委員会ホームページに掲載しております。</p> <p>また、今後は「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」に掲載する等、会計責任者向けにもあらかじめ周知を図っていく予定です。</p> <p>(「政治資金監査に関する研修テキスト」p51、52)</p>
6	<p>政治団体の概念などもフォローアップセミナーに盛り込んでいただければ、監査人にとって、マニュアルより先にある全体像の理解度があがるのではないか。例えばスタッフが頻繁に政治団体を移籍することが理解しにくい。</p>	<p>当委員会は、政治団体の個々の実態について把握する立場にはありませんが、政治資金規正法上の政治団体の概念などについては、当委員会が行う登録時研修で説明しております。また、今年度より登録政治資金監査人の方からの要望を踏まえて、フォローアップ研修に政治資金監査制度に関する知識の維持を目的とした「再受講研修」を設け、登録時研修の内容を再度受講できるようにしています。</p>
7	<p>総務省ソフトがより普及するよう会計責任者向けにテキストを配布する以外にもデモ実演等を実施し、100%に向上を目指すべきでは。</p>	<p>総務省モデルの会計ソフトは、総務省ホームページから無料でダウンロードできるようになっているほか、ヘルプデスクを設け、利用方法について随時お問い合わせに答えています。また、より使い勝手のよいものとなるよう、平成27年7月のシステム更新に向けて現在、新システムの開発が行われているところであり、今後周知の方法について検討してまいります。</p>
8	<p>借入金の処理について確認したいことがあります。</p> <p>元金と利息とも借入金返済の支出として処理するようですが、それだと残高が合いません。</p>	<p>ご質問からは事実関係は明らかではありませんが、「残高」が収支報告書のうち「資産等の状況」の様式(その18)「資産等の項目別内訳」に記載する借入金の残高であるとする、収支報告書に記載された借入金返済額と借入金残高の前年度からの増減額とは、一致しない場合があると考えられます。</p> <p>なお、政治資金監査は支出のみを対象としておりますので、借入金残高の確認までは求められておりません。</p>

9	<p>監査報告書の記載事例で「明細書」がない場合の事例を提示してほしい。「明細書」は政治資金規正法上の概念で、実務上存在することはまれだと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>	<p>お尋ねの事例が「明細書が不要で、存在しなかった場合」の政治資金監査報告書の記載例ということであれば、「政治資金監査に関する研修テキスト」の記載例のうち、「1 監査の概要」(1) 及び (3) は、書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、記載例どおりすべての書類を記載することになっていますので、「明細書」も記載することになります。一方、「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載することになっていますので、「明細書」は記載しないこととなります。</p> <p>(「政治資金監査に関する研修テキスト」 p72～77) (参考)</p> <p>明細書とは、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が、支出をした日から7日以内に会計責任者に提出しなければならないこととされているもので、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載したものをいいます。</p> <p>例えば、第三者が政治団体の代表者又は会計責任者と相談し、あるいはこの要請に応じて、自らの支弁をもって当該政治団体のために支出した場合などに明細書を提出することとなります。</p> <p>(政治資金監査に関するQ&A V-2と同旨)</p>
10	<p>昨年分(24年分)まで領収書に政治団体の宛名が書かれていない場合でも、会計責任者がこの支出はこの政治団体の支出で間違いのない旨意志表示しており、監査の際も宛名空白を指摘せず、選管もそのまま受け付けていました。</p> <p>25年分、宛名が空白なので政治団体の宛名を記載してくるよ</p>	<p>政治資金規正法上、あて名の記載について特段の規定はありませんが、政治資金監査マニュアルにおいては、1件当たりの金額が1万円を超える支出(人件費以外の経費の支出)に係る領収書等(以下「高額領収書等」という。)については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認することとしていま</p>

	<p>う言われましたが、参議院選もあり、交通費（新幹線代）、切手代等かなりの量だったので、担当者によって対応が違くと、会計責任者も混乱します。</p> <p>総務省がチェックの注意点等マニュアル、フォーム等統一してほしい。</p>	<p>す。加えて、あて名のない高額領収書等については、「今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう、登録政治資金監査人が助言すること」としています。</p> <p>また、所管庁では上記の内容を踏まえ、必要に応じて会計責任者に対して助言等を行っており、今後は「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」に掲載する等、会計責任者向けにもあらかじめ周知を図っていく予定です。</p> <p>（「政治資金監査に関する研修テキスト」p51）</p>
11	<p>ETCカードの帳簿記入方法を再確認したい。</p>	<p>当委員会において示している「収支報告書等の記載方法等に関する見解」において、「ETCカードの利用の場合は、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した（口座振替時等）時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法」が認められています。</p> <p>なお、記載例については「政治資金監査に関する研修テキスト」p127をご覧ください。</p> <p>（「政治資金監査に関する研修テキスト」p120、127）</p>
12	<p>人件費の源泉所得税についても再確認したい。</p>	<p>人件費の源泉所得税の会計帳簿への記載方法については、政治団体における「給与等の額」のとらえ方により、次の2つのいずれかとなるものと考えられます。</p> <p>①給与等の支払日に、所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨を記載し、国等への納付日に所得税等を支出した旨を記載。</p> <p>②給与等の支払日に、所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載。</p> <p>（過去の回答と同旨）</p>